

竹原事務所 給水装置工事施行基準概要版

第Ⅰ章 総則

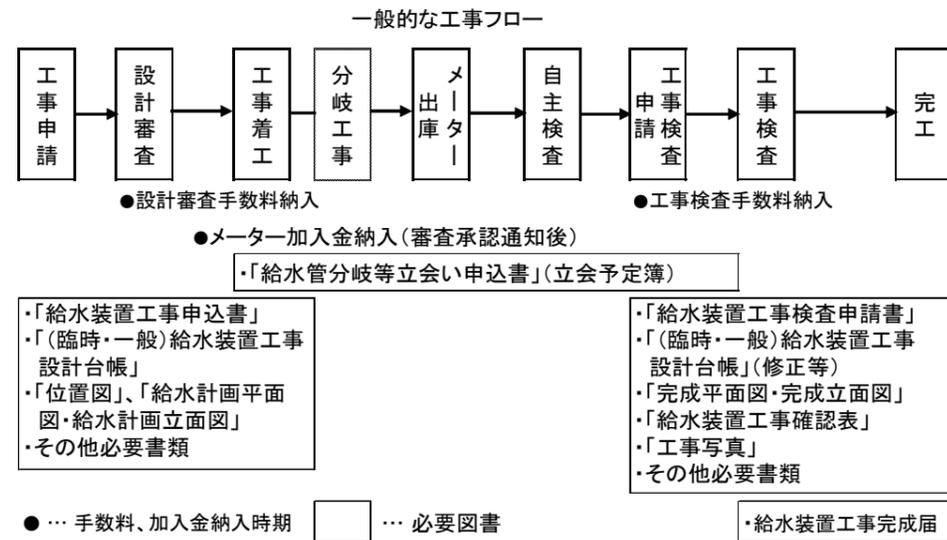
- 給水装置工事施行基準（施行基準）の「目的」、「用語の定義」、「給水装置工事の種別」、「指定事業者の遵守事項」、「主任技術者の職務」等を説明しており、特に、給水装置工事を施行する際には、関係法令の遵守及び、指定給水装置工事事業者制度の再認識が必要となる。

第Ⅱ章 給水装置の構造及び材質

- 「給水装置の構造及び材質」に関する法令、性能基準に適合する材料及びその確認方法等の説明。
- 給水装置工事を施行する上で、「給水装置の構造及び材質」の基準に適合させることが重要であり、その適合の確認方法として、「第三者認証品」、「JIS 規格品等」、「自己認証品」の確認がある。

第Ⅲ章 給水装置工事の手続き

- 指定事業者が施行する給水装置工事における事務処理の流れとして、工事申請から完成検査、道路等占用に係る手続き等について必要となる申請等様式を示し、業務フローで説明。
- 従前の申請等様式に加え、新たに、「平面図及び立面図」、「給水装置工事検査申請書」、「給水装置工事検査確認表」等を施行基準の様式として定め、従前様式の一部記載方法を見直し、これらの様式に基づき工事を申請、施行する。なお、従前の事前協議について、三階建てへの直結直圧給水及び増圧給水については、事前に協議申請書等の申請を必要とし、当該工事を申請する際は、協議申請を受けた竹原事務所からの報告書（回答書）の写しを添付する。
- 臨時（工食用）も1申請とし、その後、別途改造申請となる。
- 手数料及び加入金について、設計審査手数料は工事申請時に、工事検査手数料は工事検査申請時に、納付書により徴収し、メーター加入金は、設計審査終了以降メーター出庫時までの間で徴収する。



第Ⅳ章 給水装置工事の設計

- 給水装置工事の「基本調査」、「給水方式の決定」、「給水管口径の決定」、「給水管の分岐」、「給水管の配管」、「止水栓の取扱い」、「メーター設置基準」、「水の安全性」、「特殊器具装置に関する取扱い」を説明し、特に分岐部からメーターまでの指定材料及び工法（分岐）について、標準配管図を示し説明。

指定給水管種と分岐方法（抜粋）及び止水栓

給水管管種 被分岐管管種	ポリエチレン二層管 (20mm～50mm)	ダクタイル鋳鉄管(GX) (75mm以上)	第1止水栓		第2止水栓
			(～50mm)	(75mm以上)	(～50mm)
鋳鉄管(75mm以上)	サドル付分水栓	不断水割T字管	ボール止水栓	ソフトシール仕切弁	逆止弁付開閉防止機能付き伸縮止水栓
水道配水用ポリエチレン管 (50mm～200mm)	サドル付分水栓	—	ボール止水栓	ソフトシール仕切弁	逆止弁付開閉防止機能付き伸縮止水栓
鋼管・ステンレス鋼管・ビニル管 (40mm以上)	サドル付分水栓	—	ボール止水栓	—	逆止弁付開閉防止機能付き伸縮止水栓

- 被分岐管が30mm以下の給水管等の場合、分岐給水管は、耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)を可とする。
- ポリエチレン二層管の継手は、金属製継手とし、コア打込み型(JWWA B116)又は同等の対引抜性強度を有するコア一体型とするが、耐震性能強化型(WSA B規格等011)を推奨する。
- 止水栓、メーターボックスは、市章表示としない。

止水栓		メーターボックス	
口径(mm)	仕様	口径(mm)	仕様
～25	FCD製鉄蓋(100型)	～40	樹脂製(青色蓋)
40～50	FCD製鉄蓋(150型)	50以上	鋳鉄製蓋
75以上	FCD製仕切弁	75以上	小窓付き

※ 50mm以上のメーターボックスは、植込み等荷重が想定されない箇所には、樹脂製ボックスの設置を可とする。

第Ⅴ章 給水装置工事の施工

- 「施工一般」、「土工事」、「分岐工事」、「配管工事」、「止水栓の取付け」、「メーターの取付け」、「給水管の明示」に関する説明。
- 特に、指定材料及び指定工法（分岐方法及び分岐部の撤去）について、サドル付分水栓の施工及び密着コアの取付け、分岐部の撤去方法を説明。



第Ⅵ章 図面作成

- 「図面の種類」、「作図の条件」、「表示記号」を定め、標準図を参考に設計図及び完成図を作成する。
- 作図に際しては、第Ⅱ章「給水装置の構造及び材質」に従い、第Ⅲ章「給水装置工事の手続き」における「(臨時・一般)給水装置工事設計台帳」の「使用材料」の規格及び認証番号を明記する。

作図の条件(色及び線種)				弁栓類その他の表示記号(抜粋)			
管の種別	色及び線種	管の種別	線種及び色	品名	平面シンボル	品名	平面シンボル
新設給水管	赤色太実線	新設井水管	緑色実線	メーター	Ⓜ	水栓(横等)	△
新設給湯管	紫色(青色)太実線	既設井水管	緑色破線	仕切弁	ⓧ	混合水栓	●
既設給水管	黒色実線	配水管	黒色実線	止水栓	ⓧ	水栓柱	□
既設給湯管	黒色実線	撤去給水管	黒色実線(斜線入り)	伸縮止水栓	ⓧ	ボールタップ	⊕

第Ⅶ章 設計審査及び工事検査

- 「設計審査の受付」、「設計審査の内容」、「指定事業者の自主検査」、「工事検査の受付」、「工事検査の実施」に従い、審査、検査を実施する。

第Ⅷ章 維持管理

- 「漏水の点検」、「給水用具の故障と修理」、「水質の異常の対策」等から、給水装置の維持管理について説明。

第Ⅸ章 参考

- 参考として、「流量計算の基礎知識」、「流量計算例」、「関係様式」(施行基準で定める様式)、「関係法令」を記載。
- 様式は、第1号から第32号様式までを定め、新たな様式は、「計画平面図・計画立面図」、「完成平面図・完成立面図」、「三階建て建物直結直圧給水事前協議申請書」及び「同報告書」、「直結増圧給水事前協議申請書」及び「同報告書」及び「同承諾書」、「貯水槽水道(新設・変更・撤去)届」、「給水装置工事検査申請書」、「給水装置工事検査確認表」、「給水装置工事完成届」、「給水装置工事申込取消届・設計変更届」、「代理人:管理人(選定・変更)届」、「自己認証品使用報告書」、「給水装置への切替えに伴う調査報告書(受水槽以下設備使用)」、「活水器等設置申請書」である。